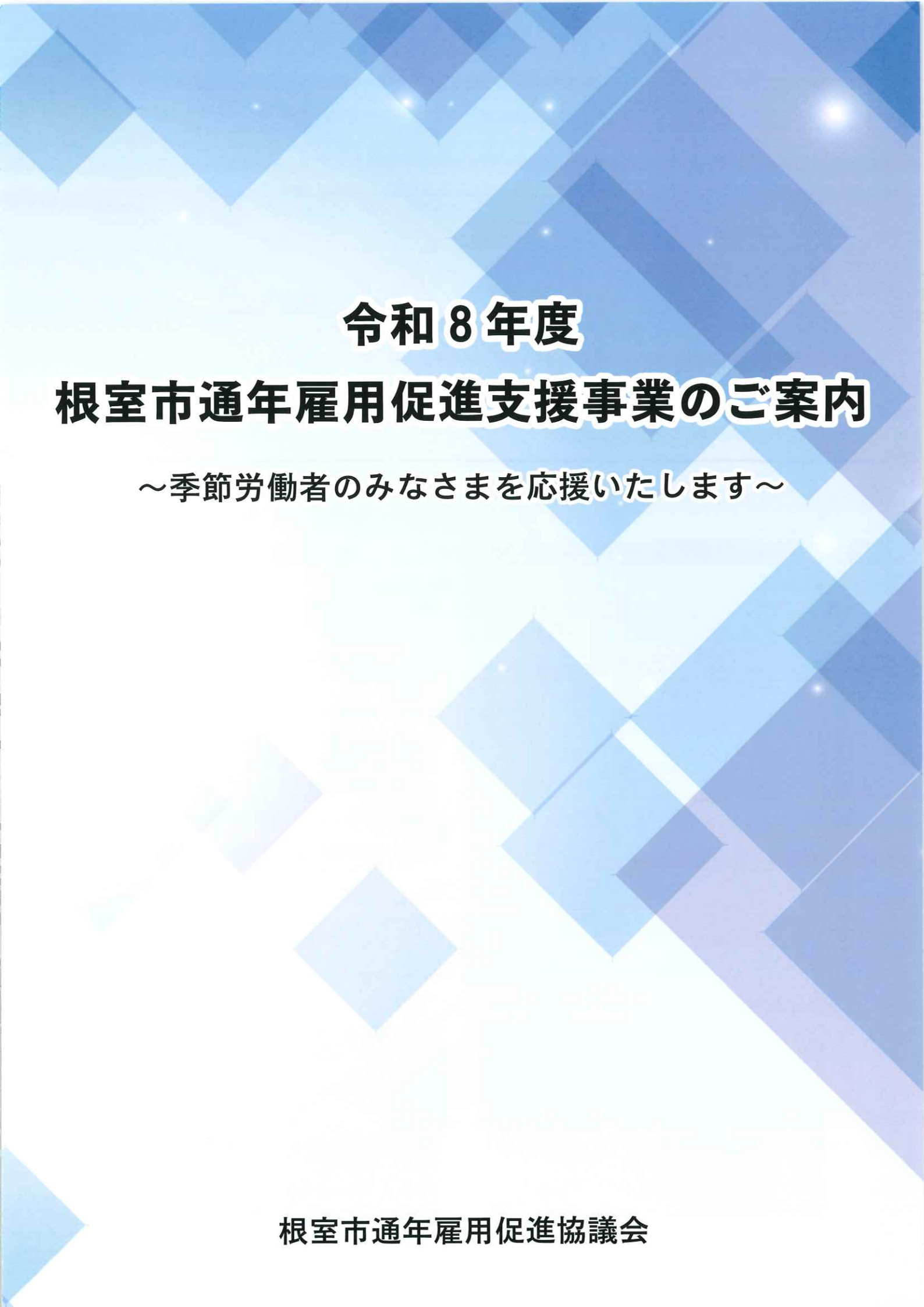




令和 8 年度

根室市通年雇用促進支援事業のご案内

～季節労働者のみなさまを応援いたします～

根室市通年雇用促進協議会

■ 根室市通年雇用促進協議会とは？

季節労働者の通年雇用の促進を図ることを目的とした厚生労働省の委託事業を行っています。

当協議会は根室商工会議所、根室市建設協会、連合北海道根室地区連合会、根室地区労働組合総連合、北海道根室振興局、根室市の6つの団体で構成されており、市内にお住まいの季節労働者の皆様や、季節労働者を雇用している企業様へ、資格取得や助成金、相談業務などの様々な支援をしています。

■ 季節労働者とは

積雪又は寒冷が特に厳しい地域においては、冬期間の産業活動に著しく制約がかかるため、期間を定めて雇用される方を季節労働者と位置付けています。

(事業の対象となる方については、裏面をご覧ください。)

無料技能講習等の開催

■ 季節労働者向け支援内容

技能講習を**無料**で開催し、資格取得を支援します。(定員に達し次第締め切ります。)

受講種目により開催場所が根室市または中標津町の教育機関になります。当協議会に登録していただいた季節労働者の方には、個別に郵送でご案内します。登録は無料です。

	根 室 市 開 催	中 標 津 町 開 催
受 講 内 容	●技能講習 ■随時開催 (令和8年5月～令和9年3月まで・教育機関講習開催日) ・二等無人航空機操縦従事者受験講習 (国土交通省航空局認定) 年間定員2名 ・水中ドローン技能講習 年間定員4名 ■年1回5月に開催 定員各10名 ・小型移動式クレーン運転 ・玉掛 ●特別教育 ■根室市での開催はありません。	●技能講習 ■随時開催 (令和8年4月中旬～令和9年3月まで・教育機関講習開催日) - 受講1ヵ月前までに事前申込が必要です。(詳しくは、協議会事務局に連絡をお願いします。) ・小型移動式クレーン運転 ・玉掛 ・高所作業車運転 ・フォークリフト運転 ・車両系建設機械(整地等) 14時間コース ・車両系建設機械(解体用) 5時間コース ・不整地運搬車運転 11時間コース ・ガス溶接 ・地山の掘削土留め支保工作作業主任者 ●特別教育 ・小型車両系建設機械(整地等)運転業務の特別教育 ・フルハーネス型墜落制止器具特別教育 ・ローラーの運転業務に係る特別教育 ・足場の組立て等特別教育 ・新・伐木等の特別教育 ・アーク溶接等の特別教育 ・刈払い機取扱作業安全衛生教育 ・テールゲートリフター特別教育

※受講の際は、事前に協議会窓口にて申込みが必要です。



小型移動式クレーン運転技能講習(実技)



玉掛技能講習(実技)

<資格取得経費の助成>

季節労働者の方が、国や北海道が指定した教習所等で試験合格・資格取得した場合に、**受講料等の資格取得に要した経費の3割を助成します。(上限10万円)**

※人数には限りがあります。

事前に当協議会からの承認が必要となりますので、受講前にご連絡をお願いいたします。

<訓練講座の例>

- ・大型免許、大型特殊免許、けん引免許、普通二種免許、中型免許 等
- ・介護職員初任者研修、2級電気工事士、パソコン2級検定 等
- ・各種技能講習 等

■事業者向け支援内容

<セミナーの開催>

社会保険労務士等による、労務管理の最新実務、国の助成金制度や雇用に係るセミナーを開催しており、個別相談なども実施しております。

開催時期やテーマについては、チラシやホームページ、ポスターなどでお知らせします。

<事業者向け助成金に関して>

厚生労働省では**通年雇用助成金**を設けております。

この制度は、当該年度の**9月16日以前**から雇用している季節労働者（短期雇用特例一時金受給資格が見込まれる者）を、解雇せずに通年雇用として当該年度の**12月16日**から翌年**3月15日**まで継続して就業させ、少なくとも次の12月15日までは引き続き雇用することが見込まれる事業主に対して助成金が支給されるというものです。

この助成金を受けようとする事業主は、あらかじめ**12月16日から1月31日**までの間に**ハローワークで通年雇用届を提出**する必要があります。

優秀な人材の確保としてご検討してみませんか。

（詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。「通年雇用助成金」で検索）

通年雇用助成金

検索



水中ドローン技能講習



事業主向けセミナー

外国人材の受け入れと定着支援・高齢者の継続雇用に役立つヒント

■ 協議会の事業は誰でも参加できるのでしょうか？

協議会事業の利用対象者は、根室市に住民登録のある方で、令和8年度は次のいずれかに該当する方になります。

1. 現在、雇用保険の「**令和8年度**の短期雇用特例被保険者」として雇用されている方
2. 離職者で、直前に「**令和7年度、令和8年度**の短期雇用特例被保険者」であった方
3. 離職者で、直前の離職に係る雇用保険が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格がない方で、かつ、前々職が「**令和7年度、令和8年度**の短期雇用特例被保険者」であった方

※雇用保険特例受給資格を証明する書類（**A**・**B**のいずれか）が必要です。

A 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(被保険者通知用)

根室市 公共職業安定所 根室労働局

被保険者番号 確認(受理)通知年月日 資格取得年月日 取得時被保険者種類 (1又は29 一般 4又は25 高年齢 3又は23 短期)

被保険者氏名 生年月日(元号-年月日) (2 大正 3 昭和 4 平成)

事業所名略称 転勤の年月日

この数字が
2または3の方

B 雇用保険特例受給資格者証

雇用保険特例受給資格者証 **特** (第1面)

1. 支給番号	2. 氏名		
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 雇用開始年月	6. 生年月日
7. 求職番号			
8. 住所又は居所			
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限	
16. 求職申込年月日	17. 認定予定日	18. 受給期間年月日	
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間	
22. 離職前事業所名			
23. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			

安定所連絡メッセージ1
安定所連絡メッセージ2
管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地
電話番号 交付 年 月 日 公共職業安定所 根室労働局

この年月日が
令和7年4月1日以降の方

お問い合わせ

根室市通年雇用促進協議会

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地
根室市役所水産経済部商工労働観光課内
電話 0153-23-6111 (内線2223)
FAX 0153-24-8692
ホームページURL: www.nemuro-tks.com

根室市通年雇用

検索



令和8年6月 発行